

沖高保発第 5-102号  
令和 6 年 1 月 1 6 日

LPガス販売事業者 殿  
LPガス配送事業者 殿  
LPガス卸事業者 殿  
LPガス容器検査所 殿

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会  
部会長 島袋博文 (公印省略)

## バルク貯槽 20年検査 (廃棄含む) への対応について ～基準の順守並びに環境への配慮について～

本県のバルク貯槽 20年検査 (廃棄含む) は、これまで一部前倒しでスタートしておりますが、2020年から本格的な検査 (廃棄含む) がスタートし、対象となるバルク貯槽が年々増加致します。(参考資料別紙)

20年検査時には、

- ① 新規にバルク貯槽を調達する場合は生産を依頼する必要がある。
- ② 設置・撤去等を行う工事業者の確保が必要になる。
- ③ オーナー・管理会社への説明が必要になる。
- ④ 残ガス回収のための貯槽及び設備が必要になる。
- ⑤ バルク貯槽置場の確保が必要となる。
- ⑥ くず化業者の確保が必要となる等が想定されます。

対象となるバルク貯槽が増加するに当たり、各種業者の手配が困難となることが予想されます。

特に、新規にバルク貯槽を調達する場合、20年前と比べ約半分のバルク貯槽メーカーが撤退しており、生産が間に合わなくなる恐れもあります。

なお、検査期限を経過したバルク貯槽は、充填は勿論のこと使用 (消費) も禁止 (法令違反) となっております。

つきましては、法令違反の無いよう基準の順守は勿論のことですが、環境 (水処理、匂い等) へも十分配慮した検査 (廃棄含む) を行って頂きますようお願い致します。また、上記を踏まえて出来る限り早目の対応を行っていただきますよう重ねてお願い致します。

本件へのお問合せ

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 業務課

TEL 098-858-9562 FAX 098-858-9564